

掖大老総第1号

令和4年4月1日

職員各位

施設長 池原 照幸

令和4年度介護職員の処遇改善及び介護職員等の特定処遇改善について

令和4年度の「介護職員処遇改善加算Ⅰ」の届出にあたり、介護職員処遇改善計画及び介護職員等特定処遇改善の内容については前年度の支給内容を継続し実施します。詳細は以下の通りです。

I 介護職員処遇改善計画について

1 介護職員処遇改善加算による収入金額について

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）による令和4年度の収入見込み額（年間）

令和3年4月～令和4年12月介護報酬実績の平均を基に見込み額を算定しました

15,723,156円 A

2 処遇改善内容について

(1) 夜勤手当の改善額

平成21年4月より夜勤1回につき6,000円から8,000円に改定したことによる処遇改善額は、夜勤1回につき増額2,000円となり、継続実施しています。

令和4年4月～令和5年3月の12ヶ月間として、改善額（年間）を次式により算出しました。

$2,000 \text{円} \times 4 \text{人（介護職員の夜勤配置数）} \times 365 \text{日}$

2,920,000円 a

(2) 役職手当の支給

介護職員の地位の向上を目指して、介護部長1名、介護士長1名、主任3名、副主任2名を配置し、役職手当合計額（1ヵ月）は194,516円になります（予定も含む）。

$194,516 \text{円} \times 12 \text{か月} = 2,334,000$

2,334,000円 b

(3) 処遇改善手当の支給

処遇改善手当として、介護職員（パート職員を含む）に毎月19,000円を支給（パートは常勤換算により計算）します。

$19,000 \text{円} \times 42 \text{人（介護職員の配置予定数）} \times 12 \text{か月}$

9,576,000円 c

(4) 年間改善額

a+b+c を合算して算出しました。

2,920,000 円 + 2,334,000 円 + 9,576,000 円

14,830,000 円 d

これに関わる法定福利費見込み額 (人件費の 13%)

14,830,000 円 × 13.0%

1,927,000 円 e

(※) 当施設の法定福利費には、社会保険料、雇用保険料、労働保険料、児童手当のほか、確定給付企業年金の施設負担分を含みません

令和 4 年度の賃金改定見込額の合計は、d+e となり

14,830,000 円 + 1,927,000 円として算出しました。

16,757,000 円 B

(5) 結論

以上のことから、賃金改善見込額 (16,757,000 円 B) は処遇改善加算の見込額 (15,723,156 円 A) を上まわることになります。

II 介護職員等特定処遇改善計画について

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) による令和 4 年度の収入見込み額 (年間) 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月介護報酬実績の平均を基に見込み額を算定しました。

8,068,644 円 C

(2) 特定処遇改善手当の支給対象

① 経験・技能のある介護職員 (対象職員 20 人)

令和 3 年 3 月現在、介護福祉士の資格を持った職員で、当施設での介護業務の実績が 10 年以上ある者、または当施設以外での介護業務実績を併せて 10 年以上ある者。ただし、当施設以外の介護業務については所定の在職証明書が必要。

② 他の介護職員 (対象職員 16 人)

当施設に勤務する介護士 (パート職員を含む)

③ その他の職員 (対象職員 15 人)

当施設に勤務する介護士以外の職員で令和 4 年所得の見込みが 440 万円以下の者 (嘱託職員を含まない)

(3) 特定処遇改善手当の支給額

以下の①～③の職員に支給する1ヵ月当たりの支給額(1人あたり)

①経験・技能のある介護職員	20,000円(1年 240,000円)
②他の介護職員	10,000円(1年 120,000円)
③その他職員	5,000円(1年 60,000円)

(5) 特定処遇改善加算の支給見込み額

特定処遇改善加算の支給見込み額(1年間)

①経験・技能のある介護職員	240,000円×対象職員20人=4,800,000円
②他の介護職員	120,000円×対象職員16人=1,920,000円
③その他職員	60,000円×対象職員15人=900,000円
④合計支給額	7,620,000円
⑤これに関わる法定福利費見込み額	1,465,200円

④+⑤ 特定処遇改善費の支給総額 9,085,200円 D

(6) まとめ

特定処遇改善費の支給総額(9,085,200円 D)は、特定処遇改善加算見込み額(8,068,644円 C)を上回る支給となります。

III 処遇改善加算及び特定処遇改善手当の支給方法

介護報酬による加算算定月は令和4年4月～令和5年3月ですが、実際の入金は2ヵ月後の令和4年6月～令和5年5月となるため、支給は2ヵ月後となります。

なお、年度途中で入職したもので支給条件にあてはまる者は入職後試用期間が終了した翌月から支給することにし、年度途中で退職する者は退職月で精算します。

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」に係る収入見込み額はあくまでも概算です。収入額が顕著に増加した場合は、支給額も増加しますので、その差額を令和4年7月に精算し一時金として支給する予定にしています。

#### IV 介護職員処遇改善支援補助金の支給について

令和4年2月から「介護職員処遇改善支援補助金」を支給していますが、令和4年度4月からの計画作成にあたり支給金額を以下の通り変更しました。

##### 施設での取り組み

- ①支給対象 全職員（パートを含む、ただし60歳以上の再雇用・パートは含まない）
- ②支給金額 （変更）介護職員（1人1カ月当たり）4,000円  
その他の職員（1人1カ月当たり）2,500円  
※いずれも短時間・パート職員は常勤換算し支払う
- ③支給月開始 令和4年4月～（厚生労働省の補助金支給が継続される間は実施する）  
介護職員の4月分の差額は5月分に上乗せして支給する。

以上